

公益社団法人草津市シルバー人材センターのサービス

(問合せ先 草津市シルバー人材センター ☎568-8881 FAX 568-8883)

シルバー人材センターとは

60歳以上の健康で働く意欲のある方が会員となり、ご依頼のあった内容に合わせて作業させていただきます。(有料)

●家事援助サービス

日常の家事のお手伝いをします。

例) 家の一般的な掃除、洗濯、衣類や部屋の整理、買物支援等



●除草作業

庭や空地等の除草作業を手刈りや機械刈りで行います。

●ふすま、障子、網戸の張替え

ふすま、障子、網戸の張替えを行います。



●庭木の剪定

庭の樹木の伸びすぎた枝や不要な枝を切り、形を整えます。

●大工仕事

簡易な大工仕事を行います。



●空き家見守りサービス

空き家(空地)を定期的に訪問し、報告書と写真で状況をお知らせします。

お気軽にお問い合わせください。担当者が見積もりに伺います。(無料)

草津市社会福祉協議会の事業 (問合せ先 草津市社会福祉協議会 ☎ 562-0084 FAX 566-0377)

●車いすの貸し出し

病気やケガなどで歩行が困難な方に車いすを貸し出しています。

対象となる方

- ①草津市に居住する方
- ②草津市外に居住する方で、市内在住の親族が申請を行うことができる方

利用料 無料 ※対象者②に該当する方…1回500円

貸出期間 2か月

※返却日から2か月間は再度貸出を受けることができません。
※貸出期間を過ぎて返却いただく場合は、延滞料500円(その後1か月経過の都度500円を加算)を申し受けます。

貸出期間の延長

- 1回に限り最長2か月まで延長可
- 延長料500円

※申請者の本人確認ができるものをご持参ください。
※予約はお受けいたしかねます。
※在庫がなく貸出できない場合があります。

●電話訪問事業

ひとり暮らしの高齢者などに、傾聴ボランティアが電話をかけ、話し相手をするることにより、孤立や孤独、認知症を予防し、利用者が日常生活を安心して送れるように援助します。

対象となる方 65歳以上のひとり暮らしや昼間独居の高齢者

●地域福祉権利擁護事業 (日常生活自立支援事業)

福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理サービス、通帳、証書、ハンコなどの預かりサービスを行います。

対象となる方

- ①認知症の高齢者や知的障害、精神障害のある方などで判断能力が十分でない方
- ②日常生活を営む上で権利侵害を受けるなど①に準じる方で、援助に係る契約内容について判断し得る能力を有している方

利用料 有料(免除制度あり)

●地域サロン事業

町内会単位などでボランティアのみなさんが中心となって、町会館や集会所を利用して閉じこもりや介護予防を目的としたサロンを開催しています。

対象となる方 おおむね65歳以上の高齢者とする

- 閉じこもりがちな高齢者
- 外出の機会の少ない高齢者等を含む

※詳しくは、草津市社会福祉協議会地域サロン活動支援員にお尋ねください。

●心配ごと相談所

暮らしの中のさまざまな心配ごと、悩みごとの相談に応じます。

相談日 平日(月～金曜日)の10時から12時、13時から15時まで

場 所 草津市社会福祉協議会相談室

お申し込み・電話相談 ☎566-1266へ

※相談内容によっては、弁護士との相談(第1・3水曜日の10時から12時まで)も受けることができます(要予約)。
※年末年始、お盆、祝日は休みです。その他、都合により臨時で休みになることがあります。

●福祉車両貸出事業

市内に在住する高齢者や障害者等で車いす等を使用しなければ外出困難な方、傷病等で外出が困難な方に対して、草津市社会福祉協議会が所有する送迎車を貸出しています。(生活保護受給者は除きます)

利用料 1回300円(駐車場代、有料道路通行料等は利用者負担)

貸出車両 軽自動車2台

利用時間 土・日曜日、祝日を除く平日 8:30~17:00

利用範囲 片道20km以内

(貸出対象者の居住地等を起点とした通算距離)

※車両貸出には申請が必要となりますので、一度お問合せください。

●おむつ・リハビリパンツの給付

使わなくなったおむつやリハビリパンツの寄付を受付け、必要とされている方にお渡しします。

※ご寄付でいただいた物品のため、数や種類には限りがあり、お渡しできない場合があります。